

○前回協議会からの変更点

番号	箇所	ページ	指摘事項等	変更前	変更後
1	3.重点整備地区の設定 3.4生活関連施設・生活関連経路の設定 3.4.4現状把握 (まち歩き点検・意見交換)	本編： P27 概要版： P9	(酒本委員) 鳥取大学前駅のまち歩き点検の結果について、「スロープの点字ブロックが途切れている」という記載がある。バリアフリーガイドラインに基づき、勾配が変わるところに点字ブロックを設置しており、スロープ本体に設置するよう指定はされていない認識であるが、設置の必要があるということか。	－ (記載なし)	※旅客施設における国の「バリアフリー整備ガイドライン」によると、通路等が傾斜路（スロープ）のみの場合には傾斜路への線状ブロックの設置が必要とあり、鳥取大学前駅のような階段に併設する傾斜路では必須ではありませんが、参加者からの意見として記載しています。
2	4.特定事業・その他の事業 4.2特定事業の内容 ○ザクザク吉方温泉店	本編： P82 概要版： P14		－ (事業内容について、施設と調整中であったため記載なし)	心のバリアフリー： ・あいサポート研修の実施 ・コミュニケーション支援ボードの設置 (実施時期は継続的に実施)
3	4.特定事業・その他の事業 4.2特定事業の内容 ○ホテル・アルファワン鳥取	本編： P91 概要版： P15		－ (事業内容について、施設と調整中であったため記載なし)	心のバリアフリー： ・職員教育の実施及び職員による案内やサポートなどの充実 ・施設利用マナー・ルールの周知・啓発 (実施時期は継続的に実施)
4	4.特定事業・その他の事業 4.2特定事業の内容 ○宝扇庵、○仁風閣	本編： P99,100	(福原委員) 備考に記載している「史跡指定のため職員が個別に対応」とはどういうことか。	備考欄： 史跡指定のため職員が個別に対応	備考欄： 文化財指定物件のため、関係機関との協議を踏まえ事業内容を検討する。
5	6.用語集	本編： P124		－ (記載なし)	用語にエスコートゾーンを追加 解説：道路を横断する視覚障がい者の安全性及び利便性を向上させるため、横断歩道上に設置される視覚障がい者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列（点字ブロックなど）のこと。